

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年3月28日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

## 会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第4号 事業計画変更申請について
- 議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第6号 農業委員会事務局職員の配置替について

## 報告事項

- 報第1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第4号 農地潰廃通報について
- 報第5号 作付変更届について
- 報第6号 農地法第3条の3第1項の届出について

## 農業委員出席委員 18名

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員    | 2番 山 屋 和 徳 委員  |
| 3番 熊 倉 睦 委員    | 4番 栞 原 一 郎 委員  |
| 5番 馬 場 良 子 委員  | 6番 坂 井 浩 行 委員  |
| 7番 田 邊 稔 委員    | 8番 捧 幸 伸 委員    |
| 9番 佐 藤 秀 樹 委員  | 10番 野 崎 文 夫 委員 |
| 11番 岡 崎 洋 一 委員 | 12番 島 影 正 幸 委員 |
| 13番 清 野 秀 作 委員 | 14番 小 林 茂 宏 委員 |
| 15番 佐 藤 一 富 委員 | 17番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 18番 田 邊 敦 子 委員 | 19番 廣 川 哲 也 委員 |

## 農業委員欠席委員 1名

- 16番 三 師 満 夫 委員

## 推進委員出席委員 15名

- |            |            |
|------------|------------|
| 井 上 利 弥 委員 | 大 口 伸 昭 委員 |
| 蒲 澤 利 嗣 委員 | 北 澤 正 之 委員 |

小池 秀一 委員  
高山 弘則 委員  
原田 孝一 委員  
松岡 博一 委員  
吉田 精一 委員  
渡辺 秀人 委員

笹岡 大介 委員  
長谷川 淨二 委員  
廣川 久一 委員  
矢代 誠一 委員  
吉田 昇 委員

推進委員欠席委員 3名

飯塚 栄三千 委員  
山谷 秀昭 委員

松下 正樹 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	阿部 勝峰
経営基盤係 長	上林 裕則
経営基盤係 主任	長谷川 義隆
経営基盤係 主任	高野 久美子

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

出席状況をお知らせします。農業委員、現在員19名、出席18名、欠席1名、推進委員、現在員18名、出席15名、欠席3名でありますので、会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。

3番、熊倉睦委員、17番、佐藤裕雄委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議事に入る前に、皆さんにお諮りしたいと思います。議第2号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書に基づき、皆様の御同意をいただいで議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、御同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明いたします。

利用権設定に係る案件につきまして御説明いたします。

16ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定24件、面積15万9,510.3平米、再設定17件、面積7万1,629.91平米、合計では41件、面積23万1,140.21平米であります。

それでは、戻りまして、1ページ、723番から順に御説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

723番から7ページの740番までの18件は、相対で、それぞれ新規に利用権設定をするものであります。

723番は、笹岡地内の農地3筆、1,496平米。

724番は、籠場地内の農地7筆、4,302.91平米。

725番は、籠場地内の農地2筆、990平米。

2ページをお願いします。

726番は、中新地内の農地7筆、5,346平米。

727番は、中新地内の農地9筆、5,374平米。

728番は、西大崎一丁目地内の農地1筆、2,062平米。

729番は、渡前地内の農地2筆、3,310平米。

730番は、長沢地内の農地2筆、3,996平米。

731番は、長沢地内の農地3筆、3,827平米。

4ページをお願いします。

732番は、長沢地内の農地2筆、2,473平米。

733番は、曲谷地内の農地4筆、5,143平米。

734番は、上野原地内ほかの農地7筆、6,393平米。

735番は、桑切地内の農地17筆、1万1,327平米。

736番は、上大浦地内の農地1筆、1,021平米。

6ページをお願いします。

737番は、東本成寺地内の農地3筆、3,072平米。

738番は、上須頃地内の農地6筆、4,535平米。

739番は、渡前地内ほかの農地4筆、1万4,328平米。

740番は、北潟地内の農地6筆、4,557平米。

以上18件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

次の741番から11ページの746番までの6件は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が、新規に5年または10年間利用権設定をするものであります。

それでは、741番から順に御説明いたします。

8ページまで続きますが、741番は、松ノ木町地内ほかの農地21筆、1万7,649平米。

742番は、栗林地内の農地45筆、2万596平米。

10ページをお願いします。

743番は、大宮新田地内の農地5筆、6,474平米。

744番は、白山新田地内の農地2筆、1万7,025平米。

745番は、西本成寺地内の農地16筆、3,252.39平米。

746番は、岩淵地内の農地4筆、1万961平米。

以上6件は、新潟県農林公社が、新規に5年または10年間利用権設定をするものであります。

747番から16ページの763番までの17件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。

第2調査部会長は、栞原代理の隣に着席願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

それでは、第2調査部会の調査結果について御報告いたします。

第2調査部会では、3月25日午前9時より、厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長出席の下、会議を開催いたしました。事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時15分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定24件、再設定17件、合計件数41件、面積23万1,140.21平方メートルで、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』御説明いたします。

20ページを御覧願います。今月、意見を求められている案件は、新規設定10件、面積7万5,957.39平米、利用権移転2件、面積1,750平米、合計では12件、面積7万7,707.39平米であります。

17ページにお戻りいただき、1番から順に御説明いたします。

一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほど御審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料、受人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、松ノ木町地内ほかの農地5筆、6,822平米。

2番は、柳沢地内ほかの農地7筆、6,998平米。

3番は、下坂井地内の農地9筆、3,829平米。

18ページまで続きますが、4番は、栗林地内の農地37筆、1万4,251平米。

5番は、栗林地内の農地2筆、2,028平米。

6番は、栗林地内の農地6筆、4,317平米。

7番は、大宮新田地内の農地5筆、6,474平米。

8番は、白山新田地内の農地2筆、1万7,025平米。

9番は、西本成寺地内の農地16筆、3,252.39平米。

10番は、岩淵地内の農地4筆、1万961平米。

以上10件は、それぞれ記載の借受人に、新規に貸付けをしたいとするものでございます。

続きまして、利用権移転の案件について御説明いたします。

20ページをお願いします。

11番は、平成30年12月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がなされた利用配分計画のうち、記載の五明地内の農地5筆、613平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

12番は、令和3年10月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がなされた利用配分計画のうち、記載の牛ヶ島地内の農地1筆、1,137平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

以上2件は、それぞれ記載の借受人に、利用権移転をしたいとするものでございます。

説明は以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定10件、利用権移転2件、合計件数12件、面積7万7,707.39平方メートルで、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めることで答申します。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

21ページを御覧願います。今月の申請は2件で、合計面積541平米であります。

39番は、籠場地内の農地1筆、343平米を譲受人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

40番は、帯織地内の農地1筆、198平米を譲受人が譲渡人の要望により、贈与により取得するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの1件、贈与によるもの1件、合計件数2件、面積541平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

22ページを御覧願います。今月の申請は3件で、合計面積1,885平米であります。

21番から23番までの3件は、いずれも飯田地内の農地1筆、625平米、農地2筆、883平米、農地2筆、377平米をそれぞれ売買により取得し、太陽光発電設備の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては飯田小学校北西800メートル付近で、中山間地域に位置する小集団の生産性の低い農地であることから、農用地区分は第2種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の108番から110番で、農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、件数3件、面積1,885平方メートルで、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、

承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いいたします。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

24ページを御覧願います。今月の申請は9件で、合計面積6,311.91平米であります。

23ページにお戻りを願います。

108番から110番までの3件は、先ほど御審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』で御説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

111番は、新光町地内の農地1筆、191平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条総合病院北西510メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

112番は、直江町四丁目地内の農地1筆、662平米を売買により取得し、駐車場26台及び通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、国道8号直江（三）交差点西側550メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

113番は、上保内地内の農地2筆、210平米を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場1台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、JR保内駅東側160メートル付近で、300メートル以内に鉄道の駅があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

114番は、一ツ屋敷新田地内の農地1筆、38.91平米を使用貸借権の設定により、サン



ワコムシスエンジニアリング株式会社が行う携帯電話用基地局新設工事に伴う資材置場、作業場の用地として、許可の日から令和5年3月31日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、栄中学校北側670メートル付近で、農振農用地区域内の農地ではありますが、工事に伴う一時転用であり、他の土地での代替性がなく、やむを得ないと判断されます。

24ページをお願いします。

115番は、猪子場新田地内の農地2筆、1,693平米を売買により取得し、露店商品置場及び通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、国道8号猪子場新田交差点南西220メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

116番は、帯織地内の農地3筆、1,632平米を売買により取得し、建て売り住宅5棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、JR帯織駅西側220メートル付近で、300メートル以内に鉄道の駅があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数9件、面積6,311.91平方メートルで、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては、不要と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

岡崎委員。

11番（岡崎洋一委員）

11番、岡崎です。24ページの一番最後の116番ですが、譲受人の瀧澤さんという個人の方が、ここに建て売り住宅を建てたいという申請内容かと思いますが、これは個人で建てるのでしょうか。それとも、法人等の業者が関係しているのでしょうか。個人で建てる場合は、他法令の許可等の関係が出てくると思うので、業者と関係があるのか確認させてもらいたいのですが。

事務局（阿部事務局長）

個人の申請で、個人が建てる計画になっています。

11番（岡崎洋一委員）

瀧澤さんという個人の方が、自分で土地を買って建物を造り、建て売り分譲するということでしょうか。

事務局（阿部事務局長）

建て売り住宅の分譲ということです。

11番（岡崎洋一委員）

個人で建て売り住宅の分譲を行うということですが、宅建業法等の他法令が関係してくると思うのですが、その辺は特に支障はないのでしょうか。

事務局（阿部事務局長）

農地転用の添付書類としては、宅建業免許等の添付まで求めておりませんが、建て売り住宅の分譲での申請となっていますので、当然に関係する免許・許可等はクリアした上で申請されているものと考えています。

11番（岡崎洋一委員）

農地転用の判断基準として、転用事業実施の確実性がありますが、仮に他法令に抵触する場合には確実性が担保できないと考えられますけれども、農業委員会としては農地転用の許可基準に適合しているかどうかのみを判断し、例えば建築基準法に違反するとか他法令のことについては特に勘案しないという理解でよろしいでしょうか。

事務局（阿部事務局長）

現段階で承知している違法性が確認取れていませんので、その他の法律のことで許可ができないとか、そういうことはないと考えています。

11番（岡崎洋一委員）

分かりました。ありがとうございます。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

ないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

第2調査部会長は自席へお戻りください。どうも御苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農業委員会事務局職員の配置替について』を議題といたします。

議第6号の審査に入る前に、事務局職員の退室をお願いいたします。

（事務局職員退室）

議長（野崎会長）

令和4年4月1日付の農業委員会事務局職員の配置替について、三条市長から次のとおり協議があったので、農業委員会等に関する法律26条第3項の規定により、承認を求めるものです。

1、配置替えにより農業委員会事務局職員の職を解く者。経営基盤係主任、長谷川義隆。

2、配置替えにより農業委員会事務局職員として任用する者。教育委員会教育総務課施設管理係主任、佐藤信幸。新規採用、一般任用主事、丸山薫。

以上です。

なお、丸山さんは、これまで派遣職員として事務局で入力作業をお願いしている丸山さんです。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま提案申し上げましたとおり、承認することで御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、御異議ないものと認めます。

暫時休憩に入ります。

（午前9時55分から午前10時05分まで休憩）

議長（野崎会長）

休憩を閉じ、再開いたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

それでは、報第2号から報第6号まで、続けて事務局より報告をお願いします。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言いただきたいと思います。

しばらくにして御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。4月25日午前9時から厚生福社会館第3集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は28日午前9時半開会を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、長時間にわたって御審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時18分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（ 3 番）

---

議事録署名委員（ 1 7 番）

---